千葉市安心電話事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らしの高齢者の安否を確認し、孤独感を緩和することができるよう、千葉市安心電話事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定め、もって高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 安心電話 ひとり暮らしの高齢者に対し、電話をかけて安否及び健康状態の確認を行うことをいう。
 - (2) 安心電話員 次条の規定により委託を受けた受託者の電話員をいう。
 - (3) 緊急連絡員 対象者に異状があった場合に連絡を受け、対象者の自宅を訪問して安否を確認する者で、申請時に申請者が指定する親戚、隣人、民生委員等をいう。
 - (4)シルバー訪問員 次条の規定により委託を受けた受託者の訪問員をいう。

(実施方法)

- 第3条 事業は、市長が適当と認めた団体(以下「実施団体」という。)に委託して行うものとする。
- 2 前項の規定により委託を受けた実施団体(以下「受託者」という。)の安心電話員は、安心電話の際、自ら担当するひとり暮らし高齢者に異状があると認めるときは、緊急連絡員及び地区 民生委員、シルバー訪問員、各区保健福祉センターに直ちに連絡するものとする。

(秘密の保持)

第4条 受託者並びに安心電話員及びシルバー訪問員は、事業の実施に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(対象者)

- 第5条 安心電話を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 本市に住所を有する65歳以上のひとり暮らしの高齢者(就労中の者は除く。)
 - (2) その他前号に準ずると市長が認める者。

(申請)

第6条 安心電話を利用しようとする者は、安心電話利用申請書(様式第1号。以下「申請書」 という。)により市長に申請しなければならない。

(決定等)

第7条 市長は前条の申請がなされたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、安心電 話利用決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。 (申請内容の変更)

第8条 前条の規定により決定された者(以下「利用者」という。)は、申請書の記載事業に変更があったときは、安心電話利用変更届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(取消)

- 第9条 利用者又はその親族は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、安心電話利用 取消届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。
- (1) 独居ではなくなったとき。
- (2) 就労したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 本市に住所を有さなくなったとき。
- (5)長期入院したとき。
- (6) 施設に入所したとき。
- 2 市長は、取消届の提出がない場合であっても、利用者が第1項各号のいずれかに該当すると 認めたとき又は虚偽その他不正な手段によって安心電話を受けた事情が明らかになったときは、 利用を取り消すことができる。

(休日)

- 第10条 安心電話の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 日曜日、土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から12月31日まで、及び1月2日から1月3日まで

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に 定める。

附則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 千葉市友愛訪問事業実施要綱は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に友愛訪問を受けていた者に関しては、旧千葉市友愛訪問事業実施 要綱は、平成15年6月30日までの間に限り、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。